

被保険者証と高齢受給者証の一体化について

1 概要

現在、70歳以上75歳未満の被保険者が医療機関へ受診する際には、被保険者証（毎年10月更新）と自己負担の割合が記載された高齢受給者証（毎年8月更新）の2枚を提示しなければならない。これを解消し、被保険者の利便性を向上させるため、被保険者証と高齢受給者証を一体化する。

2 これまでの経緯

平成30年7月に厚生労働省令が改正され、被保険者証兼高齢受給者証（以下、「一体証」という。）が被保険者証の様式として規定されるとともに、厚生労働省から都道府県へ一体化を推進するよう通知が発出された。

本県では、平成30年11月から市町村と一体化に向けて、専門チームにおいて協議を行った結果、令和3年度の一斉更新から一体証を交付（8月更新）する方向で、市町村において準備を進めることとなった。

【一体証様式例（国保法施行令に規定）】

○ 都道府県	有効期限 年 月 日
国民健康保険	発効期日 年 月 日
被保険者証	
兼高齢受給者証	
記号	番号
氏名	性別
生年月日	年 月 日
運用開始年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
世帯主氏名	住所
住所	
保険者番号	交付者名
交付者名	印

3 今後のスケジュール

令和2年夏頃 被保険者証の有効期限が変更（9月末から7月末）となる旨、被保険者及び関係機関へ周知

令和2年10月1日 有効期限を令和3年7月末とした被保険者証を交付

令和3年春頃 70歳以上被保険者は、被保険者証兼高齢受給者証（一体証）となる旨、被保険者及び関係機関へ周知

令和3年8月1日 70歳以上被保険者へ一体証を交付
（70歳未満被保険者へは通常の被保険者証を交付）

【参考：一体証導入のイメージ】

[現行]

70歳以上被保険者が、医療機関へ受診する際には、被保険者証と高齢受給者証の2枚を携行する必要がある。

富山県国民健康保険被保険者証	有効期限 令和2年9月30日 交付年月日 令和元年10月1日
記号番号	支番
氏名	性別
生年月日	年 月 日
運用開始年月日	年 月 日
世帯主氏名	住所
住所	
保険者番号	交付者名
交付者名	印

富山県国民健康保険高齢受給者証	有効期限 令和2年7月31日
記号番号	支番
氏名	性別
生年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
運用開始年月日	年 月 日
世帯主氏名	住所
住所	
保険者番号	交付者名
交付者名	印

※令和2年度の被保険者証一斉更新時に被保険者証の有効期限を7月末とする。

○一部負担金割合	
・現役並み所得者	… 3割
・一般	… 2割

[一体化後（令和3年8月以降）]

70歳以上被保険者は、医療機関へ受診する際は、一体証を1枚携行すればよい。

富山県国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限 令和4年7月31日 交付年月日 令和3年8月1日
記号番号	支番
氏名	性別
生年月日	年 月 日
運用開始年月日	年 月 日
世帯主氏名	住所
住所	
保険者番号	交付者名
交付者名	印